

刈谷市清掃委託業務契約条項

(平成9年4月1日施行)

(平成15年4月1日一部改正)

(平成15年10月1日一部改正)

(平成19年4月1日一部改正)

(平成19年6月1日一部改正)

(平成20年2月22日一部改正)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、契約書記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、別冊の積算書、清掃作業実施基準表及び清掃委託仕様書（以下「積算書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、この条項若しくは積算書等に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 3 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 4 この条項に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この条項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この条項及び設計書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく

すべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(個人情報保護)

第2条 受注者は、この業務による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- 6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。
- 7 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 8 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(委託業務届出書)

第3条 受注者は、この契約締結後速やかに積算書等に基づき委託業務届出書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。

なお、契約書の契約保証金欄に「刈谷市契約規則第31条第3号の規定により免除」と記載されているときは、本条は適用しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限り

でない。

(再委託の制限等)

第6条 受注者は、業務の処理の全部若しくはその一部を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者に届出なければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、監督職員を置くものとする。

2 監督職員は、この条項の他の条項に定めるもの及びこの条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、積算書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この条項及び積算書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務担当責任者等との協議
- (3) 業務の進捗の確認、積算書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(履行報告)

第8条 受注者は、積算書等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(委託業務の変更、一時中止等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の処理を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 発注者は、前項の規定により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害の負担)

第10条 業務の処理に関し発生した損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第11条 受注者は、各月の業務を完了したときは、その旨を完了届又は一部完了届により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立ち会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(契約代金の支払い)

第12条 受注者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合も含む）の検査に合格したときは、契約金額の月額分に相当する金額の支払いを書面により請求することができる。ただし、契約期間が1月の場合は契約金額を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を付した書面により、発注者に申し出なければならない。

2 前項の場合において、発注者は、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。この場合において、違約金の額は、遅延日数に応じ、未履行部分相当額（1,000円未満の端数金額は切り捨てる。）に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第12条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第14条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の勧告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができない恐れがあるとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 第5条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(8) 第17条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

カ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 3 発注者は、第1項各号及び第17条の規定により契約を解除したときは、業務の既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分を確認し、その既済部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。ただし、支払済額があるときは、差引清算するものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条第1項各号及び第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第18条 受注者は、この契約に関して談合その他の不正行為があったときは、発注者に対し刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）第40条の2、第40の3及び第40条の4に規定する賠償金を支払わなければならない。

(損害賠償請求等)

第19条 受注者は次の各号のいずれかに該当し、契約を解除された場合においては、損害賠償に代えて、発注者に契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 第17条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第(4)号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成1

1年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号(第2項の規定により同項各号が第1項第(4)号に該当する場合とみなされる場合を除く。)に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

5 第4項各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第4項の規定は適用しない。

(名称等の変更届)

第20条 受注者は、受注者の名称若しくは組織、又は住所の変更があったときは、速やかに書面により発注者に届け出なければならない。

(紛争の解決)

第21条 この条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第22条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告するとともに、警察への被害届を提出しなければならない。

2 受注者は妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(補則)

第23条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。